

羽生都市計画 地区計画の変更(羽生市決定)

小松台工業団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		小松台工業団地地区 地区計画
位 置		羽生市小松台1丁目及び2丁目
面 積		約37.2ha
地区計画の目標		<p>本地区は、羽生市の南部に位置し、広域幹線道路である国道122号と主要地方道羽生栗橋線及び主要地方道鴻巣羽生線が地区内で交差し、さらに地区南部は国道125号バイパスが接している交通の要衝である。</p> <p>また、市の総合振興計画基本構想では工業系ゾーンとして位置付けられており、埼玉県企業局による工業団地造成と併せて市街化区域に編入され、これまで建築協定により良好な操業環境が維持・保全されてきた。</p> <p>このたび、建築協定の有効期間の満了に伴い、引き続き将来にわたり周辺地域の住環境に配慮した良好な操業環境の維持・保全を図るとともに、市の産業振興に寄与することを目標とする。</p>
び区域 保全の に整備 する・開 方発 針及	土地利用の方針	工業専用の土地利用を図るべき地域とする。これまで建築協定により維持されてきた周辺環境と調和のとれた良好な操業環境を、引き続き地区計画により維持・促進し、緑とゆとりあふれる工業団地として保全を図る。
	建築物等の整備の方針	壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。また、本地区は景観上及び防災・防犯上の配慮から、かき又はさくの構造の制限を行うものとする。
地区 整備 計画	建築物等に関する事項	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線から4m以上及び隣地境界線から2m以上後退しなければならない。また、道路境界線から幅2.5m以上の部分（出入口部分は除く。）を緑化帯としなければならない。</p> <p>なお、公共枡及び防火水槽用地は、当該敷地の一部とみなす。</p> <p>ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び延べ面積が30㎡以内の附属建築物については、この限りでない。</p>
	建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物及び工作物の色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。また、屋外広告物の色彩は、原色を避け、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。
	かき又はさくの 構造の制限	<p>道路境界及び隣地境界にかき又はさくを設ける場合は、原則として次の各号のいずれかに掲げる構造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生け垣 2. 前面道路路面からの高さ2m以下の透視可能な柵、網等のフェンス。 コンクリートブロック、石積等の基礎を設置する場合の基礎の高さは、前面道路路面から0.6m以下とする。

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理 由　これまで維持されてきた建築協定による効果を維持しつつ、適正な規制・誘導により良好な工業環境の維持・保全を図るため。